

平成26年12月16日

（ 外 務 省  
財 務 省  
経 済 産 業 省 ）

イエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等に対する資産凍結等の措置について

今般、我が国は、国際連合安全保障理事会決議第2140号に基づき、同理事会制裁委員会により指定されたイエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等3個人に対し、次のとおり、資産凍結等の措置を講ずることとした。

## 1. 措置の内容

外務省告示(12月17日公布)により、イエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等として指定される者に対し、外国為替及び外国貿易法に基づく次の措置を12月17日から実施する。

### (1) 支払規制

外務省告示により指定される者に対する支払等を許可制とする。

### (2) 資本取引規制

外務省告示により指定される者との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制とする。

## 2. 対象者

別添リスト参照

### 連絡・問い合わせ先

外務省中東アフリカ局中東第二課

TEL 03-5501-8000 内線 3361

財務省国際局調査課外国為替室

TEL 03-3581-4111 内線 2868

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3501-1511 内線 3241

(別添)

1. アブドルハーリク・アル・ホーシー

Abd al-Khaliq al-Huthi

(肩書) ホーシー派軍事司令官

(生年月日) 1984 年

(出生地) 不明

(別称) アブドルハーリク・アル・ホーシー (Abd-al-Khaliq al-Huthi)

又は, アブドルハーリク・バドルディーン・アル・ホーシー (Abd-al-Khaliq Badr-al-Din al Huthi/ 'Abd al-Khaliq Badr al-Din al-Huthi)

又は, アブー・ユヌス (Abu-Yunus)

(国籍) イエメン

(旅券番号) 不明

(身分登録番号) 不明

(住所) 不明

(リストへの掲載) 2014 年 11 月 7 日

(その他の情報) 性別・男性

(指定の根拠) アブドルハーリク・アル・ホーシーは, 安全保障理事会決議第 2140 号 (2014 年) のパラグラフ 17 及び 18 の規定に定めた指定基準に該当し, パラグラフ 11 及び 15 の規定に従い, 2014 年 11 月 7 日に制裁対象に指定された。

アブドルハーリク・アル・ホーシーは, イエメンにおける平和的な政権移行のための 2011 年 11 月 23 日のイエメン政府と反政府勢力との合意の実施を妨害する活動及びイエメンにおける政治プロセスを妨害する活動等のイエメンの平和, 安全又は安定を脅かす活動に関与してきた。

2013 年 10 月下旬, アブドルハーリク・アル・ホーシーは, イエメン軍の軍服を着た武装集団を率い, イエメンのダンマージュ県各地を攻撃した。戦闘により複数の死者を出した。

2014 年 9 月下旬, アブドルハーリク・アル・ホーシーの指示を受けて, 人数及び身元不明の戦闘員らが, イエメンのサヌアにある外交団施設への攻撃を準備していたとされる。アル・ホーシーは, 2014 年 8 月 30 日にアムラン市からサヌア市の同派抗議キャンプへの武器の運搬を調整した。

2. アブドゥラー・ヤヒヤー・アル・ハキーム

Abdullah Yahya al Hakim

(肩書) ホーシー派軍事副司令官

(生年月日) 1985 年頃, 又は, 1984 年から 1986 年の間

(出生地) ダフヤン, イエメン, 又は, サアダ県, イエメン

(別称) アブー・アリー・アル・ハキーム (Abu Ali al Hakim/Abu-Ali al-Hakim/Abu Ali

Alhakim)

又は、 アブダッラー・アル・ハキーム (Abdallah al-Hakim)

又は、 アブダッラー・アル・ムアイヤド (Abdallah al-Mu' ayyad)

(国 籍) イエメン

(旅券番号) 不明

(身分登録番号) 不明

(住 所) ダフヤン, サアダ県, イエメン

(リストへの掲載) 2014年11月7日

(その他の情報) 性別・男性

(指定の根拠) アブドッラー・ヤヒヤー・アル・ハキームは、安全保障理事会決議第 2140号 (2014年) のパラグラフ 17 及び 18 の規定に定めた指定基準に該当し、パラグラフ 11 及び 15 の規定に従い、2014年11月7日に制裁対象に指定された。

アブドッラー・ヤヒヤー・アル・ハキームは、イエメンにおける平和的な政権移行のための2011年11月23日のイエメン政府と反政府勢力との合意の実施及びイエメンにおける政治プロセスを妨害する等、イエメンの平和、安全又は安定を脅かす活動に関与してきた。

2014年6月、アブドッラー・ヤヒヤー・アル・ハキームは、アブドラッポ・マンスール・ハーディ・イエメン大統領に対するクーデターを計画する会合を開催したとされる。アル・ハキームは、軍・治安部隊司令官と会った。アリー・アブドッラー・サーレハ前イエメン大統領に忠実な党派の指導者である部族長らもイエメンの首都サヌアを乗っ取る軍事的な試みを調整することを目的としたこの会合に出席した。

2014年8月29日、議長声明において、国連安全保障理事会議長は、2014年7月8日にイエメン軍師団本部を含めイエメンのアムラン市を制圧したアブドッラー・ヤヒヤー・アル・ハキームにより指揮された軍隊の行動を非難した。アル・ハキームは、2014年7月のアムラン県の暴力的な制圧を主導し、イエメンのアムラン県及びハムダーン郡で行われていた紛争に関する決定を下す権限を有する軍事司令官であった。

2014年9月初旬時点で、アブドッラー・ヤヒヤー・アル・ハキームは、戦闘開始に備え、戦闘作戦行動を監督するためにサヌア県に滞在していた。アル・ハキームの役割は、イエメン政府を転覆させる軍事行動を組織することであり、アル・ハキームは、サヌア県に出入りする全ての道路を確保し、管理する責任を負っていた。

### 3. アリー・アブドッラー・サーレハ

Ali Abdullah Saleh

(肩 書) 人民全体会議総裁, イエメン前大統領

(生年月日) 1945年3月21日, 又は, 1946年3月21日, 又は, 1942年3月21日, 又は, 1947年3月21日

(出生地) バイト・アル・アフマル, サヌア県, イエメン, 又は, サヌア, イエメン, 又は, サヌア, サンハーン, アル・リブウ・アル・シャルキー

(別 称) アリー・アブダッラー・サーリフ (Ali Abdallah Salih)

(国 籍) イエメン

(旅券番号) 00016161 (イエメン)

(身分登録番号) 01010744444

(住 所) 不明

(リストへの掲載) 2014年11月7日

(その他の情報) 性別・男性

(指定の根拠) アリー・アブドッラー・サーレハは, 安全保障理事会決議第 2140 号 (2014 年) のパラグラフ 17 及び 18 の規定に定めた指定基準に該当し, パラグラフ 11 及び 15 の規定に従い, 2014 年 11 月 7 日に制裁対象に指定された。

アリー・アブドッラー・サーレハは, イエメンにおける平和的な政権移行のための 2011 年 11 月 23 日のイエメン政府と反政府勢力との合意の実施及びイエメンにおける政治プロセスを妨害する等, イエメンの平和, 安全又は安定を脅かす活動に関与。

湾岸協力理事会によって支持された 2011 年 11 月 23 日の合意によって, サーレハは, 30 年以上務めた後, イエメン大統領職を辞任した。

2012 年秋, サーレハは, イエメン北部における暴力的なホーシー派の活動の主要な支援者の一人となったとされる。

2013 年 2 月のイエメン南部での衝突は, 2013 年 3 月 18 日の国民対話会議の前に混乱を引き起こすために, サーレハ, AQAP, 南部分離主義者アリー・サーリム・アル＝ベイドが協力して実施したものであった。

最近では, 2014 年 9 月, サーレハは他者を利用して中央政府を弱体化させ, クーデターが危惧されるのに十分な不安定な状況をつくりだし, イエメンを不安定化させてきた。2014 年 9 月の国連イエメン専門家パネルの報告によれば, 聴取に応じた複数の者が, 「サーレハは, 資金及び政治的な支援を提供し, 及び, 様々な手段を用いて人民全体会議党員がイエメンの不安定化に貢献し続けるよう確保することを通じて, 一部のイエメン人の暴力行為を支援している」と主張した。